

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

I 背景

平成 23 年 6 月 20 日から 7 月 1 日にかけてアルゼンチン、ブエノスアイレスにて開催された南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の改正及び南極史跡記念物の追加が採択された。

これを国内法制上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成 9 年総理府令第 53 号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

II 概要

1. 南極特別保護地区の区域指定の変更（施行規則第 1 条関係）

4 つの南極特別保護地区（第 20、第 22、第 26 及び第 31）の区域を変更する。

2. 南極史跡記念物の指定（施行規則第 8 条関係）

中国の「長城基地の第一号棟」を新たに南極史跡記念物として指定する。

3. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件（施行規則第 12 条関係）

以下 7 つの南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加、または一部変更する。

（1）第 16 南極特別保護地区

- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・家きん又はその卵の加工品の持込みを禁止
- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日の明記

（2）第 20 南極特別保護地区

- ・当該地区内で認められる活動に「教育活動」を追加

（3）第 22 南極特別保護地区

- ・当該地区内で認められる活動に「教育活動」を追加

（4）第 26 南極特別保護地区

- ・当該地区内への鳥綱に属する種の加工品の持込を禁止

（5）第 31 南極特別保護地区

- ・当該地区での発煙筒の使用制限及び、使用後の回収
- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日の明記

（6）第 49 南極特別保護地区

- ・当該地区内で認められる活動に「教育活動又は文化的活動」を追加等

（7）第 67 南極特別保護地区

- ・鳥類等の繁殖期における航空機の使用制限等